

東日本大震災の被災地におけるアスベスト大気濃度調査の概要  
(平成23年度補正予算)

【測定対象県】

青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県の8県

【測定対象地点及び地点数】

測定対象地点は、過去に発生した震災時のアスベストモニタリング結果や本年4月に実施した予備調査結果等を踏まえ選定

測定地点数は第1次から第4次モニタリングまであわせ、約500地点で実施予定

区 分		第1次	第2次	第3次
測定実施時期		6月上旬 ~ 7月上旬	7月下旬 ~ 8月中旬	10月中旬 ~ 12月中旬
(1)被災した住民等へのばく露防止と有する不安の解消の観点から選定する地点 (優先順位は付けない)	避難所、仮設住宅等の周辺 (避難所、仮設住宅だけでなく住民が生活する場所を選定)	38	30	35
	被災自治体において、環境省が毎年実施している地点	9	9	9
(2)アスベストの飛散防止の観点から選定する地点 (優先順位は番号の若い順)	倒壊、半壊又は一部損壊している建築物等(解体、改修中の現場)	2	3	6
	倒壊、半壊又は一部損壊している建築物等	5	0	0
	破砕等を行っているがれき処理場及びがれき集積場	60	42	34
	その他(測定の必要があると自治体が判断した地点)	17	32	11
(3)前回のモニタリング調査で石綿繊維数濃度が1本/リットルを超過した地点		-	2	2
計		131	118	97

【モニタリング調査結果概要】

第1次から第3次モニタリングにおいて調査を実施した346地点のうち「総繊維数濃度」が10本/リットルを超過した地点、「偏光顕微鏡法でアスベスト繊維数濃度が1本/リットルを超過した地点」は17地点確認された(約95%は問題なし)。

このうち、WHO環境保健クライテリアの指針値(10/リットル)を超えるアスベスト繊維数濃度が確認されたのは、建築物の解体、改修中の現場の3地点である(周辺への飛散なし)。